

(様式75)

租税特別措置法に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の適用を受けるため、平成 年 月 日現在の雇用障害者数、障害者割合及び重度障害者等割合は、次のとおりであることを証明願います。

22.3.31

平成 年 月 日



代表者氏名

上田博康



布施 公共職業安定所長 殿

重度障害者多数雇用事業所証明書

※ 文書 番号	年 月 日 号
---------------	---------

(1) 事業所名	三洋商事株式会社		(2) 事業所の所在地	東京都板橋区江2-4-10			
(3) 代表者役職名及び氏名	代表取締役 上田博康		(4) 事業年度	自) 平成21年 3月 1日 至) 平成22年 2月28日	(5) 雇用保険事業所番号	2707- 076904-7	
(6) 常用雇用労働者の総数	(7) (6)のうち 障害者数	(8)身体障害者、知的障害者、精神障害者の数				(9) 障害者雇用割合	(10) 重度障害者等割合
		(イ) 重度身体障害者数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	(ハ) 知的障害者数	(ニ) 精神障害者数	$\frac{(7)}{(6)} \times 100$	$\frac{(イ) + (ロ) + (ニ)}{(7)} \times 100$
人	人	人	人	人	人	%	%
153	33	1	2	29	1	21	93

平成21年2月3日現在の雇用障害者数、障害者割合及び重度障害者等割合は、上記のとおりであり、租税特別措置法施行令第6条の7第1項第5号、第29条の2の2第1項第5号、第39条の6第1項第5号に規定する事業所であることを証明する。

平成 22年 4月 19日

布施

公共職業安定所長 殿



記載上の注意

- (4)欄は、個人については記入する必要がないこと。
- (6)欄、(7)欄及び(8)欄は、短時間労働者の数は含めないこと。
- (7)欄「障害者数」は、5人以上であることを要する。
- (9)欄には、(6)欄「障害者数」を(6)欄の「常用雇用労働者の総数」で除し、100を乗じて得た数(小数点以下切捨て)を記入すること。なお、その割合が20%以上であることを要する。
- (10)欄には、(8)欄のうち「(イ) 重度身体障害者数」と「(ハ) 知的障害者数」及び「(ニ) 精神障害者の数」の合計して得た数を(7)欄の「障害者数」で除し、100を乗じて得た数(小数点以下切捨て)を記入すること。なお、その割合が30%以上であることを要する。
- (6)欄、(7)欄及び(8)欄の記載事項については、その事実を証明するに足りる書類(労働者名簿、賃金台帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳等)を管轄公共職業安定所長に提出すること。
- ※印は、公共職業安定所の記入欄であること。